貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第九条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十条第二項に規定する書類	
貨物利用運送事業法第七条第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十四条第三項に規定する書類	
貨物利用運送事業法第十一条の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十四条第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十九条第一項各号に掲げる書類	法第三十四条第二項
貨物利用運送事業法第二十条の許可に係る部分	貨物利用運送事業法第二十一条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十一条第一項に規定する書類	法第三十五条第一項
貨物利用運送事業法第二十五条第二項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第二十五条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十一条第二項に規定する書類	
貨物利用運送事業法第二十五条第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第二十一条第二項各号又は第二十二条第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十一条第三項に規定する書類又は第二十二条第三項に規定する書類	
貨物利用運送事業法第三十五条第一項の許可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第三十九条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十九条第一項各号に掲げる書類	
貨物利用運送事業法第四十六条第二項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十六条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十条第一項に規定する書類	
貨物利用運送事業法第四十六条第四項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十一条第二項各号又は第四十二条第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十一条第二項又は第四十二条第三項に規定する書類	法第三十五条第二項
貨物利用運送事業法第三十四条第一項において準用する同法第十一条の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十四条第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十四条第二項に規定する書類	
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可に係る部分	貨物自動車運送事業法第四条第一項各号及び第二項第二号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条各号（第四号を除く。）に掲げる書類	法第三十六条

貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第五条第二項に規定する書類	
貨物自動車運送事業法第九条第三項の届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第六条第二項各号又は第七条第二項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第六条第三項又は第七条第三項に規定する書類

様式第一（第三条関係）

集約都市開発事業計画認定申請書

年　月　日

市町村長　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

都市の低炭素化の促進に関する法律第９条第１項の規定により、集約都市開発事業計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（注意）

１．不要の部分は消してください。

２．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

３．申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

集約都市開発事業計画

１．集約都市開発事業の名称

２．集約都市開発事業の目的

３．集約都市開発事業を施行する区域

(1)　位置

(2)　面積　　㎡

４．申請の対象とする範囲

□特定建築物全体

□特定建築物全体及び住戸の部分

５．集約都市開発事業の内容

(1)　特定建築物に関する事項

①特定建築物の建築面積等

特定建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		㎡	㎡	㎡		
		㎡	㎡	㎡		
合計		㎡	㎡	㎡		